



市 章

# 大津市公報

平成30年4月16日  
号外(第29号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 教育委員会規則

8 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則..... 1

### 公平委員会規則

1 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1

## 教育委員会規則

大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年4月16日

大津市教育委員会教育長職務代理者  
大津市教育委員会委員 日 渡 円

### 大津市教育委員会規則第8号

大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会会議規則(平成6年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第5条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(映像等の送受信による通話の方法による会議)

**第5条** 委員会は、教育長が必要と認めるときは、次項で定めるところにより、各委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を行うことができる。

2 前項に規定する方法によって会議を行う場合には、当該会議に必要な装置が設置された場所であって教育長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公平委員会規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年4月16日

大津市公平委員会  
委員長 平 井 建 志

### 大津市公平委員会規則第1号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「部長」の次に「、政策統括監」を、「税務長」の次に「、理事」を、「調整監」の次に「、施設管理監」を、「室次長」の次に「、データラボリーダー」を加える。

別表第2ふれあいセンターの項中「ふれあいセンター」の次に「(中ふれあいセンター、膳所ふれあいセンター及び南ふれあいセンターに限る。)」を加え、同表児童館の項中「児童館」の次に「(小野児童館、皇子が丘児童館、膳所児童館及び田上児童館に限る。)」を加え、同表保健所の項中「、管理監」を削り、同表動物愛護センターの項中「、副所長」を削り、同表すこやか相談所(和邇すこやか相談所、堅田すこやか相談所、膳所すこやか相談所及び瀬田すこやか相談所に限る。)の項中「堅田すこやか相談所」の次に「、比叡すこやか相談所」を加え、同表子ども発達相談センターの項中「、次長」を削り、同表大津駅西地区区画整理事務所の項中「、参事」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。